

別 記

県 有 林 産 物 競 争 入 札 心 得

1 資格の確認

入札参加者は、県有林の産物売払競争入札参加資格証（以下「入札参加資格証」という。）を受付に提示し、確認を受けること。

2 入札書記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札書記載事項等

(1) 入札書（様式第1号）には、次のことを記載すること。

ア 売払番号

イ 入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除いた金額）

ウ 入札年月日

エ あて名（入札執行機関の長あてとする。なお、氏名の記入は不要とする。（記載例：〇〇広域振興局長 様））

オ 入札参加資格証の登録番号

カ 入札参加者住所・氏名（委任された者が入札を行う場合は、委任者住所氏名、代理人氏名を記載する。）

(2) 入札書への押印は、入札参加資格証に使用したのと同じ印鑑を使用すること。ただし、代理人にあっては委任状に使用した代理人の印鑑を使用するものとする。

(3) 入札書への記入は、インク・ボールペン・マジックペン等を用い、鉛筆は使用しないこと。

(4) 記載事項を訂正する場合は、該当訂正部分を線で抹消のうえ、入札書と同じ印鑑で訂正印を押印すること。

ただし、入札金額の訂正及び抹消は認めない。

4 代理入札

(1) 入札参加者は、代理人に入札させるときは、その委任状を受付に提出すること。

(2) 委任状には、委任者の氏名、代理人の氏名及び委任事項を記載し、委任者と代理人それぞれが押印すること。

5 事前入札

(1) 事前入札を行う場合は、発送記録が確認できる送付手段又は持参により、入札日前日17時（その日が休日及び祝日に当たっている場合は、その前の平日まで）までに所管する広域振興局の林務部、農政部農林振興センター（林務室が置かれる農林振興センターにあっては、林務室）若しくは農林部若しくは農林部農林振興センター（林務室が置かれる農林振興センターにあっては、林務室又は林務室林務出張所）に到着するよう提出すること。

(2) 事前入札にあたっては、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書を入れ、表面に売払番号を記入して封かんすること。

- (3) 外封筒には、入札参加資格証の写しを入れて封かんのうえ、表面には、送付先、「入札書在中」(朱書き)、入札日及び件名(記載例:第〇回県有林産物公売)を記入し、裏面には、入札参加者の住所及び氏名を記入すること。
- (4) 持参する場合は、事前入札書提出届(様式第2号)により提出すること。
- (5) 落札の場合は連絡するが、不落札の場合は連絡しない。

6 入札の無効

- (1) 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
 - ア 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)に該当する入札
 - イ 入札に参加する資格を有しない者による入札
 - ウ 委任状を持参しない代理人による入札
 - エ 記名押印をしていない入札
 - オ 金額を訂正した入札
 - カ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない入札
 - キ 明らかに連合によると認められる入札
 - ク その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 次に該当する入札は取り消すことができる。
 - 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)に該当する入札

7 落札者の決定

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格の価格以上の入札者で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 入札執行回数は3回とし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。
 - この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

8 指名競争入札における入札の辞退

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。ただし、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (2) 入札を辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。
 - ア 入札執行前であつては、入札辞退届を入札執行機関に直接持参等(入札日の前日までに到着するものに限る。)すること。
 - イ 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する職員に直接提出すること。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

9 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図

的に開示してはならない。

- (4) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 入札保証金

入札保証金は免除する。

11 賠償責任

落札の無効により生じた損害は、県において賠償の責任を負わない。

12 契約締結の留意事項

- (1) 落札者の決定後、売買契約書を作成し契約が確定するまでの間において、当該落札者が次に掲げるいずれかの事由に該当した場合は、当該落札者と契約を締結しない。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当することとなったとき。

イ その他著しい不適正な行為があったとき。

- (2) 落札者が、契約書を受領した日から 20 日以内に契約書に県有林産物の売買契約を締結しない場合は、入札金額の入札金額の 100 分の 3 に相当する金額を違約金として徴収する。

- (3) 契約保証金は、落札金額の 100 分の 10 以上の金額を契約書作成の前までに納入のこと。ただし、次に掲げるいずれかの場合はこの限りではない。

ア 入札日から起算して過去 2 箇年間に於いて、国（森林管理署等）又は地方公共団体（県、市町村等）と規模をほぼ同じくする素材又は立木の売買契約を 2 回以上締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者で、当該代金の納入を確認できる書類等を契約締結の前までに提出した場合。（ただし、契約相手が岩手県の場合は、提出不要）

イ 契約の相手方が、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結している場合。

ウ 契約締結時に、確実な担保を提供した場合。

エ 契約締結時に、購入代金を即納した場合。

なお、買受者が契約を履行せず、契約を解除した場合は、契約保証金は県に帰属し、契約保証金の納付のないときは契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を違約金として徴収する。

- (4) 売買代金の納入期限については、契約締結の日から 30 日以内とする。ただし、延納を希望するときは、契約締結の後に別に申請書を提出し、県の承認を得て延納担保及び延納利息を納付することにより原則として 3 箇月の延納を認める。

入札書

令和 年度 月 県有林産物公売

落札

売払番号	第 号
------	-----

不落札

金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	○	□	△	○	0	0	0	0

年 月 日

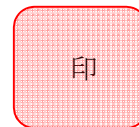
〇〇広域振興局長 様

登録番号	
------	--

住 所 〇〇県△△市□□町××字〇〇番地

氏 名 〇〇木材 株式会社
代表取締役 □□ △△

(上記代理人) 氏 名 (代理人が入札する場合)



印

(備考)

- 金額は、消費税及び地方消費税相当額を除いた金額を記載すること。
- 金額は、アラビア数字を用い、訂正又は抹消しないこと。